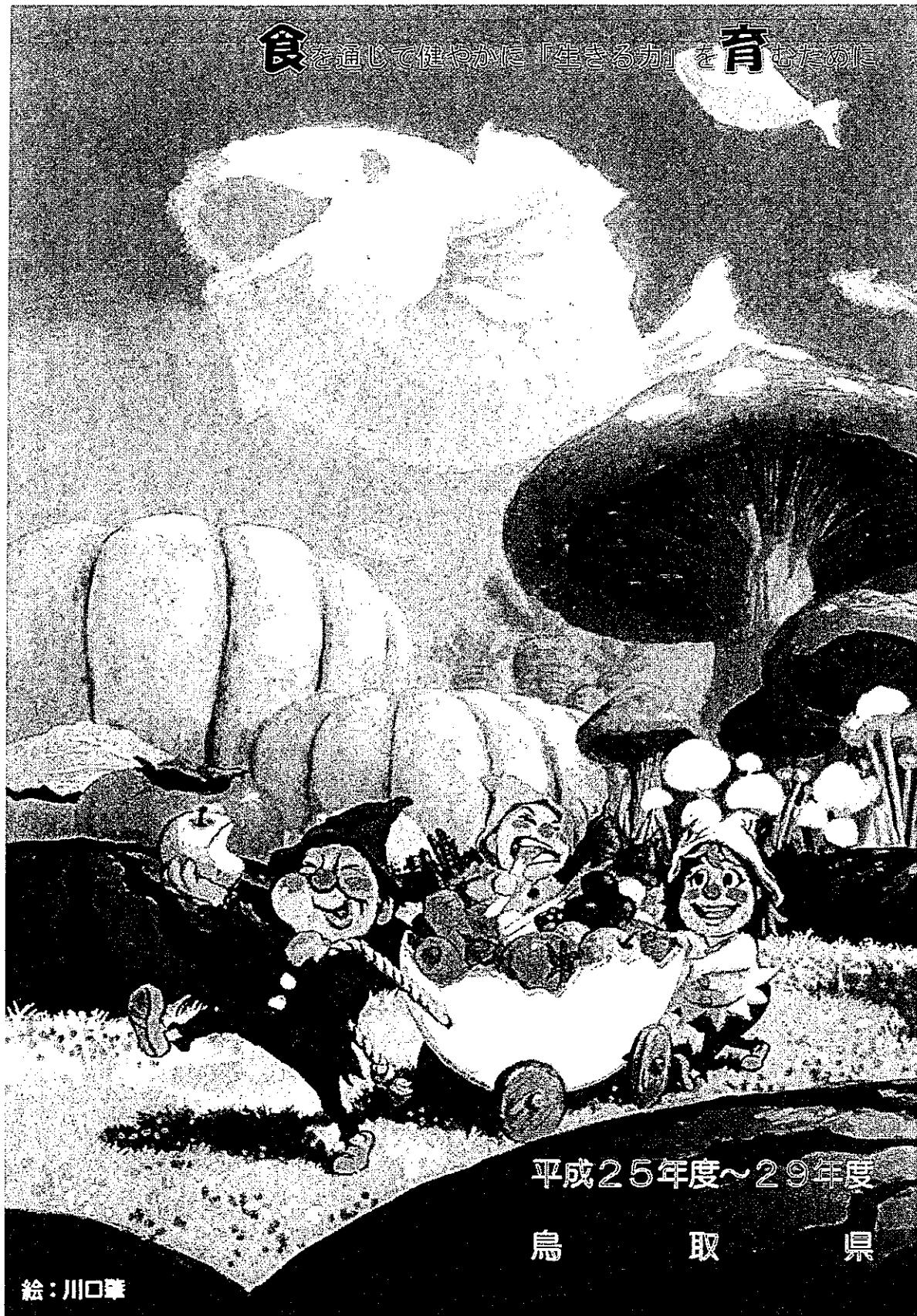


食のみやこととい ～食育フラン～

食を通じて健やかに「生きる力」を育むために



平成25年度～29年度

鳥取県

絵：川口肇

はじめに

～食を通じて健やかに「生きる力」を育むために～

「食」は、私たちの心身の健康を維持する源であるとともに、地域の文化、習慣、心の豊かさを育む素材であり、「食」を媒介として人や地域とのつながりを深めることができますなど、「食」に関わる活動の全てが私たちの生きる力となります。

鳥取県では、国に先駆けて平成16年に作成した「とつとりの食行動計画」を見直し、「食のみやことつとり～食育プラン～」として平成20年から5年間の取組を進めてきました。

その結果、朝ごはんを食べる子どもが増え、学校給食における地産地消率が60%を超えるなど、鳥取県における食育は着実に進展しています。

この度の計画の改定に当たっては、食育の実践と地域の特性を踏まえた取組を重視することを柱とし、2つの基本方針を掲げています。

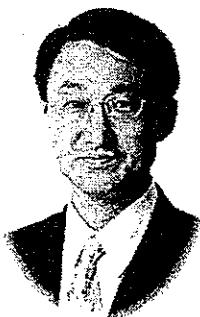
「食」は知識として学ぶだけでなく、日々の生活の中で自ら体験することによって、自分自身が活用できる知恵や力として身に付くものです。

そのため、自分の手で育て収穫した食材を使って、家族や友人のために真心をこめて料理し、みんなで楽しく食卓を囲むといった「栽培・料理・共食」の実践を通じて、豊かな人間性を育んでいくことを新しい食育プランの1つ目の基本方針としました。

また、鳥取県は、海・山・里の豊かな自然環境に恵まれ、素晴らしい食材が数多く生み出されています。

その素晴らしい地域の食資源を活用し、食を通じて県民皆さんの誇りと地域への愛着を醸成することを目的に、「食のみやこ鳥取県」として「食」をキーワードとした県政を進めてきましたが、新しい食育プランにおいても、引き続き食のみやこである鳥取県の特性を生かした食育を進めることを2つ目の基本方針としました。

食育は、県民一人ひとりの実践と多くの関係者との連携によって成り立つものです。鳥取県に暮らす皆様が、食を通じて健やかに「生きる力」を育んでいけるよう、関係機関の皆様と手を取り合って、プランの実現に取り組んでいきたいと考えていますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。



平成25年3月

鳥取県知事 平井 伸治



目次

第1章 計画作成にあたって	• • •	1
1 計画の趣旨（理念）		
2 計画の位置づけ		
3 計画の期間		
第2章 鳥取県のこれから食育	• • •	3
1 目指す姿		
2 基本方針		
第3章 今後の取組に向けた推進方策	• • •	5
1 県の果たす役割と具体的な取組		
2 推進体制		
第4章 関係者に期待する役割と具体的な取組	• • •	7
1 家庭で取り組むこと		
2 保育所・幼稚園が取り組むこと		
3 学校（幼稚園を除く）が取り組むこと		
4 生産者団体が取り組むこと		
5 食品事業者が取り組むこと		
6 地域の団体等が取り組むこと		
7 市町村が取り組むこと		
第5章 計画の点検・評価	• • •	12

参考資料

- 1 鳥取県における食をめぐる現状
- 2 「食のみやこととり～食育プラン～（H25～29）」目標値の出典
- 3 「食のみやこととり～食育プラン～（H20～24）」目標値の達成状況
- 4 「食のみやこととり～食育プラン～（H25～29）」作成経過
- 5 食育の推進に関する指針等
- 6 関係法令（抜粋）

第1章 計画作成にあたって

1 計画の趣旨（理念）

鳥取県では、平成16年3月に「『とっとりの食』行動計画」を策定し、「日常生活における健全な食習慣の定着」、「食生活の見直し」、「とっとりの食文化の確立」、「とっとりの食の情報発信」を柱として、全国に先駆けて食に関する取組を開始しました。

その後、食育を国民運動として取り組むため、国において平成17年に食育基本法が施行されたことで、全国的に食育が推進されるようになりました。

鳥取県においても、「『とっとりの食』行動計画」を見直し、「食のみやことっとり～食育プラン～（計画期間：平成20～24年度）」を策定して、食育を総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、朝ごはんを食べる子どもや家庭での食事を楽しく食べる子どもが増える、学校給食における地産地消率が目標としていた60%を大きく越える、栄養成分表示を行う飲食店が増える、など、食育は着実に進展しています。

また、県内では、多くの団体等による食育活動が自主的にまた積極的に展開されており、過去に比べて食育の取組が増加・充実している様子がうかがえました。さらに、ほとんどの活動団体は、今後も取組を継続し充実させたいという意欲を持っており、他団体と連携し手をつなぐ意識も育ちつつあります。

一方で、成人男性の朝食欠食率が悪化したこと、「いただきます」「ごちそうさま」という食事の挨拶をする県民が全国に比べて少ないことなど、鳥取県における課題は残されており、今後も引き続き食育に取り組んでいく必要があります。

国の食育推進会議においても、平成23年3月に第2次食育推進基本計画を策定し、「『周知』から『実践』へ」をコンセプトに、国民が自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、「生涯食育社会」の構築を目指すとともに、食をめぐる諸課題の解決に資する食育を推進していくこととなっています。

そこで、鳥取県におけるこれまでの取組の評価や国の動きを踏まえ、「食のみやことっとり～食育プラン～」の改定を行いました。

食に関する課題を解決するためには、県民一人ひとりが「食」の持つ意味を今一度しっかりと認識し、日々の生活の中の様々な活動や学習、経験を通じて、自ら主体的に健全な食生活を実践できる知恵と力を習得していくことが必要です。

「食のみやことっとり～食育プラン～」は、未来を担う子どもたちはもとより、全ての県民が、この豊かな大自然と四季折々の気候風土に恵まれた鳥取県で、食を通じて健やかに『生きる力』を育み、心身ともに充実した生活を実現できるよう、県と県民の皆様が手を取り合って食育を推進していくためのひとつの指針となるものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、鳥取県の将来ビジョン「みんなで創ろう 活力 あんしん 鳥取県～心豊かな充実生活を目指して～（平成20年から概ね10年間）」を柱として、各種関連計画と調和を図り作成しています。

食育基本法（平成17年法律第63号）第17条第1項に基づく「食育の推進に関する施策についての計画（食育推進計画）」として、また、地域資源を活用した農林漁業者による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第41条第1項に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画（促進計画）」として位置づけています。

3 計画の期間

5年間（平成25年度から平成29年度まで）

鳥取県では、5年ごとに県民健康・栄養調査を実施しており、次の調査は平成27年に実施します。その調査結果を基にこの計画を評価し、目標の達成状況を検証するため、5年間の計画期間とします。

第2章 鳥取県のこれから食育

1 目指す姿

食を通じて健やかに「生きる力」を育み、心身ともに充実した生活を実現する

2 基本方針

鳥取県のこれから食育は、次の2つを基本に推進する。

豊かな人間性を育む食育～「栽培・料理・共食」の実践～

私たちは毎日食事をして生活していますが、その食事は、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。

家族や友人と一緒に囲む食卓は、人と人を結ぶ大事なコミュニケーションの場であり、食を通じたコミュニケーションにより心の豊かさを育むことができます。

五感すべてを使う栽培、収穫、料理などの体験を通じて、自分の手で成し遂げる喜びを積み重ねることで「生きる力」の基礎を育んでいます。

また、体験を通じて、食べることは命を受け継ぐことであることを実感し、「食」や「食」を支える全ての人、自然の恩恵に対する感謝の心を養うことができます。

私たちの食生活は、地域の気候・風土、伝統を背景に育まれてきた文化でもあり、伝統料理や郷土料理を次世代に伝えていくことが必要です。

さらに、食に関する正しい知識を習得し、実践することで、「知識」を「知恵」や「技術」として的確に活用する力を身につけることができます。

食のみやこである鳥取県の特性を生かした食育

鳥取県は、豊かな大自然と四季折々の気候風土に恵まれていて、県内各地で米・野菜・果物などをバランスよく生産しており、全国的に有名な特産物が多くあります。

また、水産業も各地で盛んに行われており、中でも境港は全国でも有数の漁業基地として知られています。

このような豊富な食材を使った地域独自の食文化や郷土料理がたくさんあり、伝承活動が盛んに行われています。

さらに、都市部に比べて、農林水産業の現場と消費者との距離が近く、食を身近に感じることができるといった利点もあります。

図1 鳥取県のこれから食育



第3章 今後の取組に向けた県の推進方策

1 県の果たす役割と具体的な取組

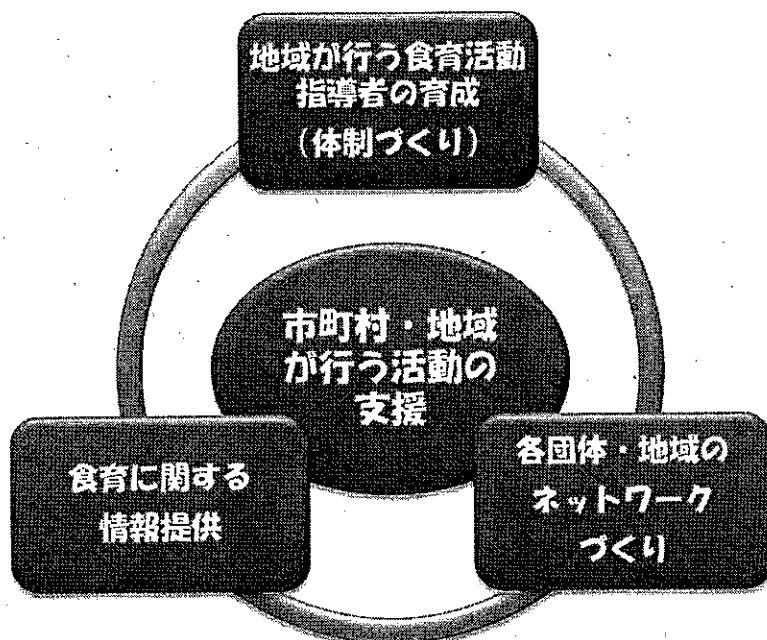
(1) 県の果たす役割

県民一人ひとりが重点目標を実践していくためには、住民に身近な食育活動が地域で定着し、充実していくことが必要です。

そのため、市町村や地域で行われる活動を支援することを県の果たす役割の基本方針として位置づけました。

具体的には、①地域が行う食育活動指導者の育成（体制づくり）、②各団体・地域のネットワークづくり、③食育に関する情報提供などを行い、県及び関係機関が連携して食育に取り組んでいきます。

図2 県の果たす役割



(2) 具体的な取組

県民が重点目標を実践できるよう、次の取組を行います。

①食育の総合的な推進を図るための取組

●県食育推進計画の策定・推進

- ・「健康を支える食文化」専門会議、食育推進関係課会議

●食育推進体制の充実

- ・食育に関する情報発信・情報提供
- ・食育活動指導者の育成、連携強化

②各分野における食育の推進を図るための取組

●食を通じた健康づくりや生活習慣病予防対策の推進

- ・食と健康の関わりに関する正しい知識の普及
- ・健康的な食生活を実践しやすい食環境の整備
- ・栄養改善指導者の育成・支援
はちまるにいまる が きんまる
- ・8020運動、噛ミング30運動～ひとつくち30回以上噛んで食べよう～の推進

(健康医療局健康政策課)

●子どもの生きる力の育成と教育の充実

- ・保育・幼児教育における食育の充実
- ・体験活動を通じた豊かな人間性の育成

(子育て王国推進局子育て応援課)

●食の安全性の確保にかかる相互理解の促進

- ・食品の表示や安全に関する知識の普及

(くらしの安心推進局くらしの安心推進課)

●地元農林水産物や食と農林水産業の関わりの理解促進

- ・農林水産業に関する体験活動の推進
- ・有機・特別栽培に対する消費者理解の促進

(農政課〔農林水産部各課(室)〕)

●食のみやこ鳥取県の推進、県産食材の活用促進

- ・郷土の食を理解し継承するための取組支援
- ・生産者とのこだわり、商品の良さなどのとっとりの食の効果的な情報発信、PR

(市場開拓局食のみやこ推進課)

●学校における食育推進体制の整備

- ・食に関する指導の充実
- ・栄養教諭・学校栄養職員の資質向上
- ・学校給食における県産食材の活用促進

(スポーツ健康教育課)

2 推進体制

食育を総合的かつ計画的に推進するために、引き続き、「『健康を支える食文化』専門会議」を設置し、食育に関わる関係者の意見を取り入れながら、本プランを推進します。

県庁内でも「食育推進関係課会議」を定期的に行い、県組織においても連携・協力しながら取り組みます。

圏域における個別具体的な課題に対しては、各圏域の地方機関等が連携して「健康を支える食文化」実践チームを構成し、解決に取り組みます。

第4章 関係者に期待する役割と具体的な取組

食に関わる取組を効果的に実践するためには、県だけではなく、保育所、幼稚園、学校、生産者団体、食品事業者、地域の団体等、市町村がその役割と特性を生かすことが不可欠です。

食育は一人ひとりが主体的に取り組み、家庭で実践することが基本であり、関係者は様々な機会を活用して、家庭での実践を応援していくことが必要です。

図3 県及び関係者の役割



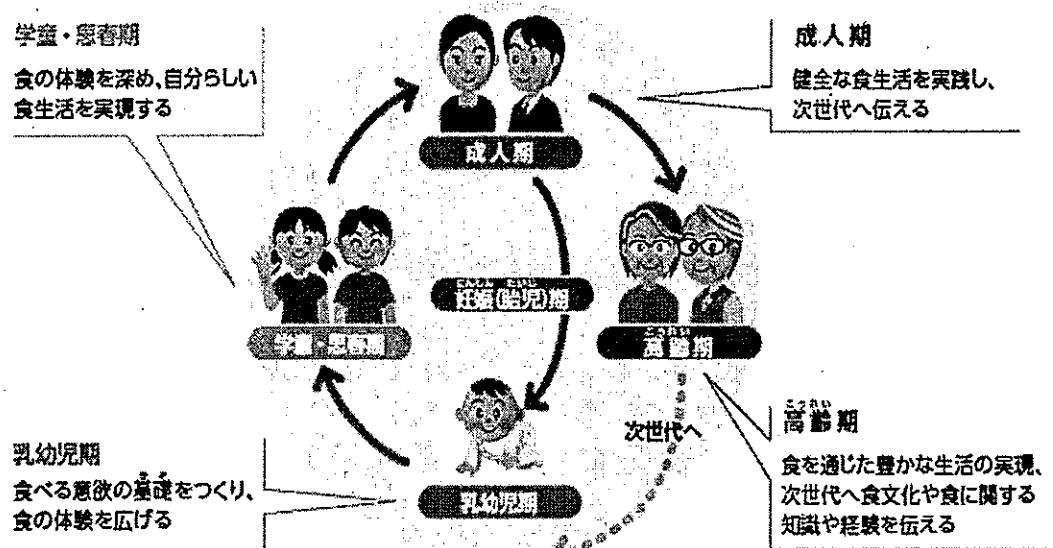
1 家庭で取り組むこと

- 「食」について学び体験する機会を積極的に持つ。
- ライフステージに応じた健全な食生活を身につけ実践する。

<具体的な取組例>

- ・食卓を楽しく囲む家族や友人との団らん
- ・食事の挨拶の実践（「いただきます」「ごちそうさま」）
- ・正しいマナー・作法で食事をする（箸の持ち方、姿勢、配膳方法等）
- ・規則正しい生活リズムを身につける～早寝・早起き・朝ごはん～
- ・栄養素のバランスのとれた食事をする～主食・主菜・副菜を揃える～
- ・よく噛んで味わって食べる
- ・家庭での料理の実践、料理講習会への参加
- ・家庭菜園、農林漁業体験への参加
- ・食と健康、食の安全について学ぶ

図4 それぞれのライフステージで大切にしたい食育の取組



参考：食育ガイド、内閣府、2012

2 保育所・幼稚園が取り組むこと

保育所では、保育所保育指針に位置付けられた「食育の推進」に基づき、食育を保育の計画に位置付け、「食を営む力」の育成を目的として取り組む。

幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき、食育の推進を指導計画に位置付けて取り組む。

○乳幼児の成長・発達段階に応じた豊かな食の体験機会を提供する。

○食を通した保護者への支援、情報提供を行う。

<具体的な取組例>

- ・季節や行事、地域の食文化を感じる給食の提供
- ・味覚や身体発育、口腔機能の発達を促す給食の提供
- ・給食時の食事の挨拶の実践（「いただきます」「ごちそうさま」）
- ・よく噛んで味わって食事を楽しむ共食の実践
- ・菜園活動、幼児が主役のクッキング活動
- ・食育集会、食育教室の開催
- ・選果場、漁業施設、市場、直売所、スーパーマーケット等の見学
- ・食育だより、給食だよりの配付
- ・給食食材提供者や地域住民との交流会
- ・保護者の食に関する相談や援助
- ・保護者参観日等を活用した保護者への啓発

3 学校（幼稚園を除く）が取り組むこと

学習指導要領、学校給食法に基づき食に関する指導計画を作成し、学校における食育の推進を図る。

○児童生徒の成長・発達段階に応じた学習・体験機会を提供する。

○栄養教諭の専門性を生かした指導を実践する。

○学校における食育の家庭や地域に対する情報を発信する。

<具体的な取組例>

- ・給食内容の充実
(地元産食材の利用、食材提供者との交流、郷土料理の提供)
- ・給食時の食事の挨拶の実践（「いただきます」「ごちそうさま」）
- ・家庭科や体育科などの教科における食と健康、調理、よく噛んで食べる事に関する指導
- ・社会科や総合的な学習などにおける農林水産業についての指導
- ・食育集会、食育教室の開催
- ・食育だより、給食だよりの配付
- ・保護者のための食育講演会
- ・地域住民との給食交流会

4 生産者団体が取り組むこと

○農林水産業に関する多様な体験機会を提供する。

○食の生産工程に関する情報を提供する。

＜具体的な取組例＞

- ・地域の食材に関する情報発信
- ・適切な食品表示による消費者への情報提供
- ・農林水産業に関する体験活動～栽培、飼育、収穫、漁業、養殖など～
- ・農林水産業に関する施設見学～農場、漁場、養殖場、選果場、市場など～
- ・生産者と消費者との交流会
- ・地元産食材の給食への提供
- ・地元の食文化の伝承活動
- ・地元食材を活用した加工食品の開発、販売

5 食品事業者が取り組むこと

○安全で環境や健康に配慮した生産物・食品を供給する。

○食品加工・流通・調理・販売等に関する情報の提供や見学・体験機会を提供する。

＜具体的な取組例＞

- ・適切な食品表示による消費者への情報提供
- ・健康に配慮した商品（料理等）の提供
- ・地元産食材の積極的な利用・販売促進
- ・旬の食材や郷土料理の提供、消費者への情報提供
- ・地元食材を活用した商品開発、消費者への情報提供

6 地域の団体等が取り組むこと

○食について幅広く学び、理解を深める。

○県民が身近に参加できる食育活動の機会を提供する。

○食を通じた地域住民のふれあいと交流の場を持つ。

＜具体的な取組例＞

- ・料理教室や健康教室における栄養指導・食育指導
- ・食生活を支える口腔機能の向上・維持に関する知識の普及
- ・食の安全や健康に関する学習会
- ・郷土料理や地元産食材を利用した調理実習
- ・地元農林水産物についての学習会、体験活動
- ・生産者と消費者との交流活動
- ・郷土の食文化の伝承活動

7 市町村が取り組むこと

○住民に最も近い自治体として、ライフステージに応じた住民に対する直接的な指導や教育を行う。

○地域の関係者との連携の下で、総合的かつ計画的に食育を推進する。

＜具体的な取組例＞

- ・健康診査や健康教室、離乳食講習会における食事相談
- ・食生活を支える口腔機能の向上・維持に関する知識の普及
- ・農林水産業に関する体験活動～栽培、飼育、収穫、漁業、養殖など～
- ・農林水産業に関する施設見学～農場、漁場、養殖場、選果場、市場など～
- ・郷土料理の学習会や調理実習
- ・地元食材の情報提供
- ・食育講演会の開催
- ・健康的な食生活を実践しやすい食環境の整備

第5章 計画の点検・評価

食育の成果や達成度を客観的な指標で把握できるようにするために、主要な項目について、計画の最終年度を目指とした定量的な目標値を設定しますが、目標値の達成のみにとらわれず、目指す姿、基本方針のもとで地域における食育を推進することとします。

食育の成果は、短期間で明らかになるものもあれば、成果が明らかになるまで10年以上の長期間かかるものもあるため、短期的な数値だけで評価するのではなく、長期的な視点で息の長い取組を推進していくことが必要である。

健全な食習慣を実践する

食に対する感謝の心を養う

指標	現状	目標
市民農園の利用区画数の増加	1,137 区画	1,250 区画
家庭で食事をつくる県民の増加 （成人男性）	30%	45%
（成人女性）	90%	95%
食事のあいさつをする県民の増加	88%	100%

豊かな食文化を継承する

指標	現状	目標
地域の産物や旬の食材を知っている県民の増加	69%	80%
地産地消を知っている子どもを増やす	52%	60%
学校給食用食材の県産品利用率	66%	60%以上 で向上を図る

食に関する正しい知識を持つ

指標	現状	目標
食品の表示の見方を知っている県民の増加	63%	75%
食に関する正しい知識を学ぶ県民の増加	98,190 人/年	49万人 /5年間



参考資料

- 1 烏取県における食をめぐる現状
- 2 「食のみやことつとり～食育プラン～(H25～29)」
目標値の出典
- 3 「食のみやことつとり～食育プラン～(H20～24)」
目標値の達成状況
- 4 「食のみやことつとり～食育プラン～(H25～29)」作成経過
- 5 食育の推進に関する指針等
- 6 関係法令（抜粋）

参考資料1 鳥取県における食をめぐる現状

食育の実践

- ・ 中学生以上の約7割が飼育や栽培をしたことがあり、約8割が包丁を使って料理をしたことがある。
- ・ 全国に比べて、食事をつくったり、食事のあいさつをする人が少ない。
- ・ 全国に比べて楽しく食卓を囲む機会が多く、家庭での食事が楽しいと思う子どもが増加。
- ・ 中学生、高校生が家庭生活に満足している理由は、「家族のだんらんや会話」が一番多い。
- ・ 地域の産物や旬の食材、食品表示の見方を知っている人が少ない。
- ・ 約9割の県民が、1日1食は主食、主菜、副菜の揃った食事をしている。
- ・ 朝ごはんを毎日食べる子どもは増加したが、朝ごはんを食べる大人は減少。

食育の取組

- ・ 教育機関、福祉施設、地域における食育活動は増加。
- ・ 今後も食育活動を継続し、充実させたいと考えている団体が多い。
- ・ 活動することによって、県民の意識や行動の変化を感じている。
- ・ 市民農園の利用区画数が増加。
- ・ 食生活と生活習慣病、食品安全や表示の学習会参加者は約9万8千人。
- ・ 学校給食における県産食材使用率は増加し、一次計画の目標を達成。
- ・ 栄養成分表示を行う飲食店が増加。
- ・ 鳥取県産の農林水産物を原材料にするなど、県内で製造される加工食品が増加。

食育活動の課題・県への期待

- ・ 食育活動の課題
①活動時間の確保 ②職員・スタッフの確保 ③活動予算の確保 ④専門的知識・技術の不足
- ・ 県に望む支援
①食育に関する情報提供 ②教材の充実や提供 ③活動への財政的支援
④先進事例の紹介

社会環境・食料供給・心身の健康状態

- ・ 20～40歳代が少なく、75歳以上の高齢者が多い。
- ・ 単身世帯が増加し三世代世帯が減少したが、三世代世帯は全国より多い。
- ・ 夫婦共働き世帯は減少したが、全国より多い。
- ・ 食料自給率が高く、農林水産業の従事者が多い。
- ・ 有機栽培や特別農産物の栽培面積が増加。直売所は約100店舗。
- ・ 約8割の子どもが自己肯定感を持っている。
- ・ 太り気味の子どもは減少したが、やせ気味の子どもが増加。
- ・ メタボリックシンドローム該当者や予備群が増加。

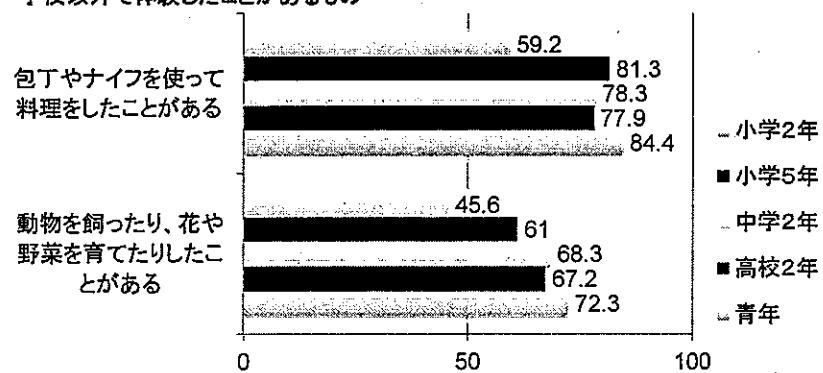
(1) 食育の実践

(1) 食育の実践

体験的活動の経験

- 中学生以上の約7割が飼育や栽培をしたことがある。
- 中学生以上の約8割が包丁などを使って料理をしたことがある。

学校以外で体験したことがあるもの



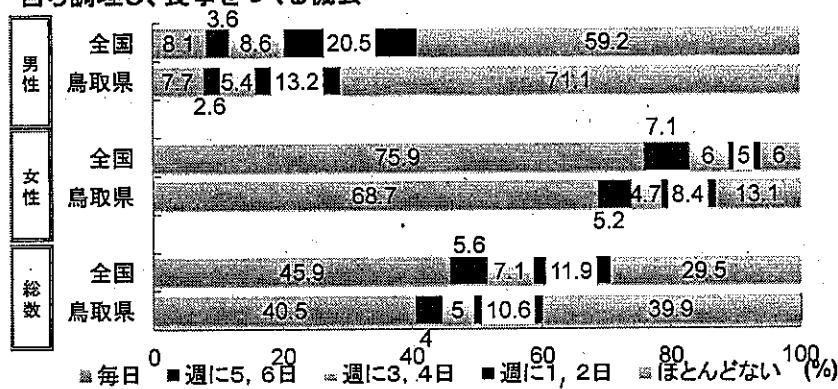
(資料出所) 平成23年鳥取県青少年育成意識調査、鳥取県青少年・家庭課 より作成

(1) 食育の実践

自分で食事をつくる機会

●鳥取県は全国と比較して、食事をつくる機会が少ない。

自ら調理し、食事をつくる機会



(資料出所)
鳥取県:平成22年県民健康実態調査(平成23年10月),鳥取県健康政策課
全国:食育に関する意識調査報告書(平成21年5月),内閣府食育推進室

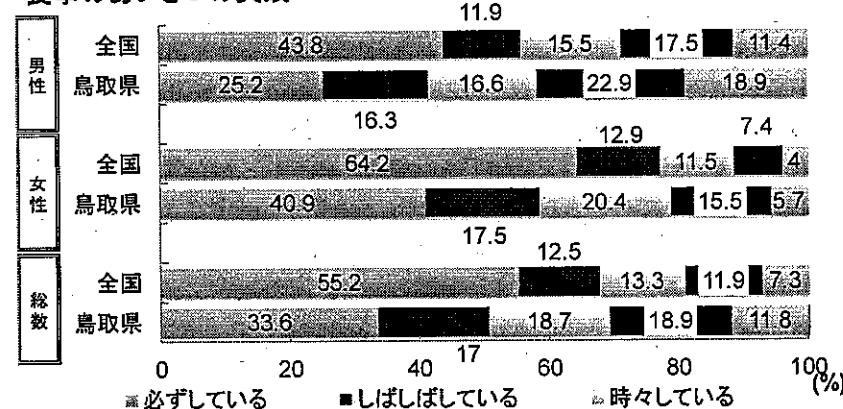
3

(1) 食育の実践

食事のあいさつ～「いただきます」「ごちそうさま」～

●鳥取県は全国と比較して、食事のあいさつをする人が少ない。

食事のあいさつの実践



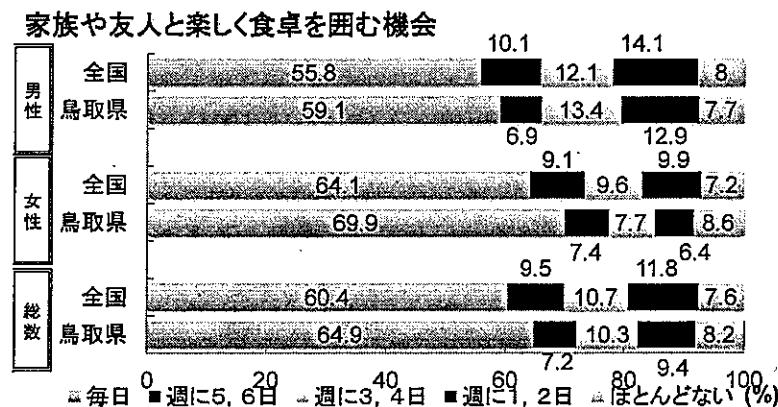
(資料出所)
鳥取県:平成22年県民健康実態調査(平成23年10月),鳥取県健康政策課
全国:食育に関する意識調査報告書(平成21年5月),内閣府食育推進室

4

(1) 食育の実践

楽しく食卓を囲む機会

- 鳥取県は全国と比較して、楽しく食卓を囲む機会が多い。



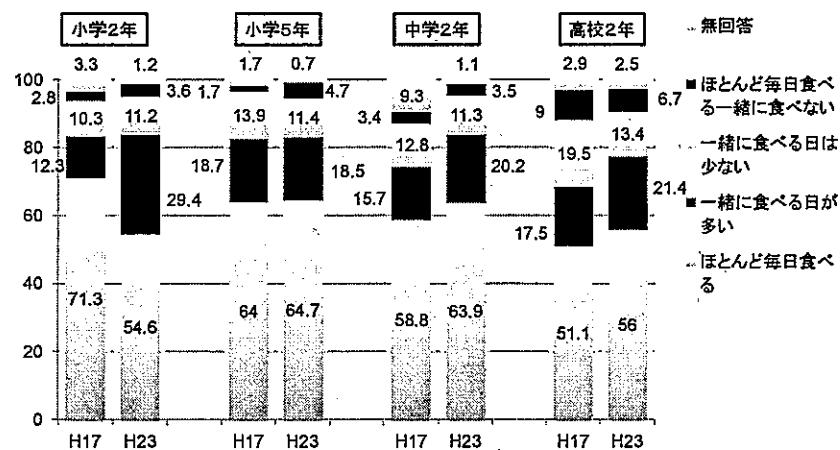
(資料出所)
鳥取県・平成22年県民健康実態調査(平成23年10月), 鳥取県健康政策課
全国: 食育に関する意識調査報告書(平成21年5月), 内閣府食育推進室

5

(1) 食育の実践

大人の家族と夕食と一緒に食べる頻度

- 家族と夕食と一緒に食べる子どもが増加。



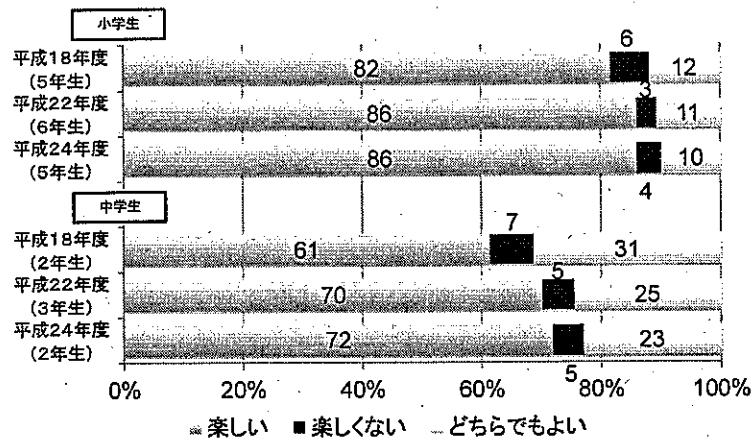
(資料出所) 平成23年鳥取県青少年育成調査、鳥取県青少年・家庭課 より作成

6

(1) 食育の実践

家庭での夕食を楽しく食べる子ども

- 家庭での夕食を楽しく食べる子どもが増加。



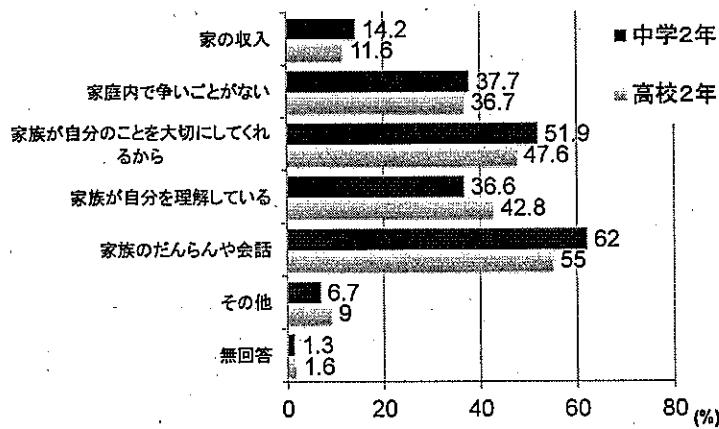
(資料出所) 食事と生活についてのアンケート、鳥取県学校栄養士協議会 より作成

7

(1) 食育の実践

家庭生活満足の理由

- 中学生、高校生が家庭生活に満足している理由は、「家族のだんらんや会話」が一番多い。



(資料出所) 平成23年鳥取県青少年育成意識調査、鳥取県青少年・家庭課 より作成

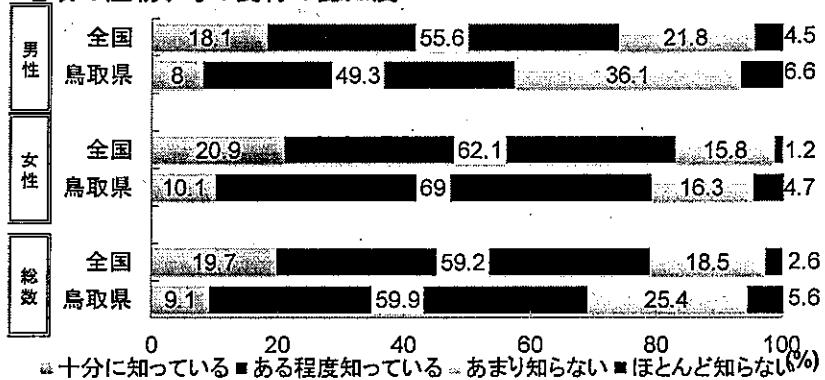
8

(1)食育の実践

地域の産物や旬の食材への理解

- 鳥取県は全国と比較して、地域の産物や旬の食材について知っている人が少ない。

地域の産物、旬の食材の認知度



(資料出所)
鳥取県:平成22年県民健康実態調査(平成23年10月),鳥取県健康政策課
全国:食育に関する意識調査報告書(平成21年5月),内閣府食育推進室

9

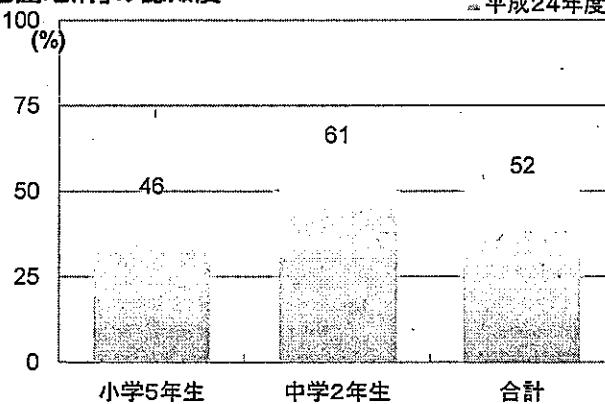
(1)食育の実践

子どもの地産地消の認知度

- 約半数の子どもが、地産地消という言葉を知っている。

「地産地消」の認知度

平成24年度



(資料出所) 食事と生活についてのアンケート、鳥取県学校栄養士協議会 より作成

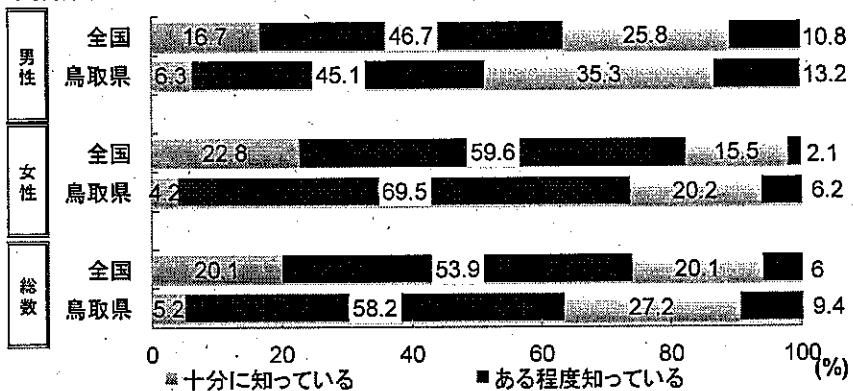
10

(1) 食育の実践

食品表示への理解

- 鳥取県は全国と比較して、食品表示の見方について知っている人が少ない。

食品表示の見方の理解度



(資料出所)
鳥取県:平成22年県民健康実態調査(平成23年10月),鳥取県健康政策課
全国:食育に関する意識調査報告書(平成21年5月),内閣府食育推進室

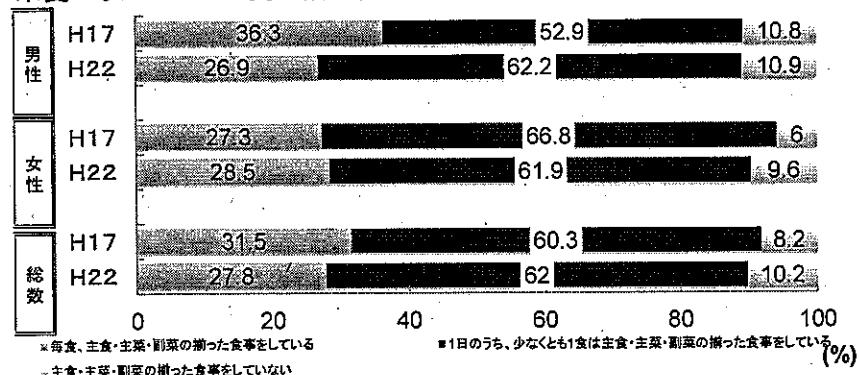
11

(1) 食育の実践

栄養バランスのよい食事の実践

- 約9割の県民が、少なくとも1日1食は主食・主菜・副菜の揃った食事をしている。

栄養バランスのよい食生活の実践



(資料出所)県民健康実態調査、鳥取県健康政策課より作成

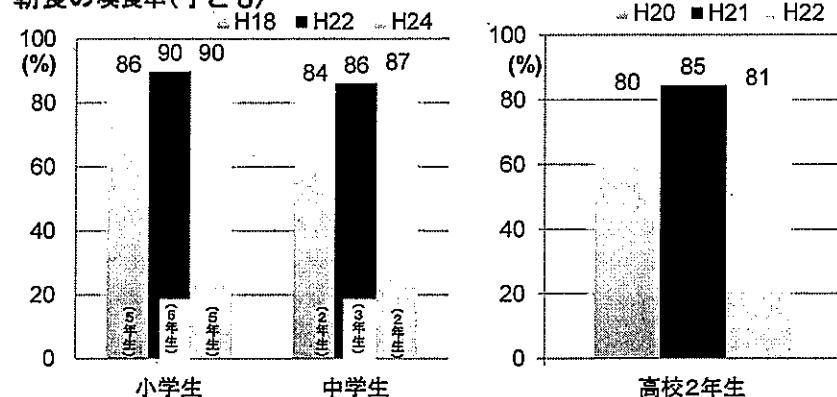
12

(1) 食育の実践

朝食の喫食率(子ども)

●朝ごはんを毎日食べる子どもが増加。

朝食の喫食率(子ども)



(資料出所) 小学生・中学生：食事と生活についてのアンケート、鳥取県学校栄養士協議会 より作成
高校生：新体力テスト調査 より作成

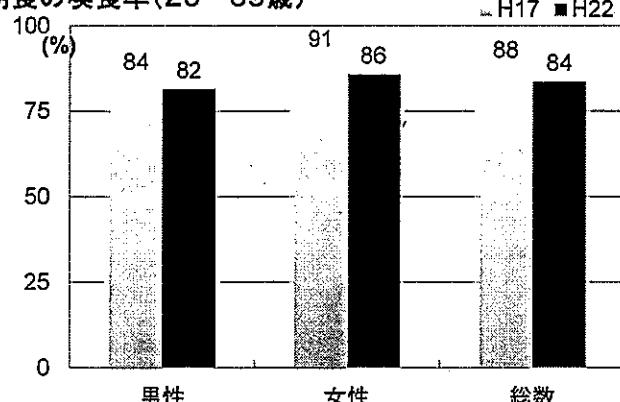
13

(1) 食育の実践

朝食の喫食率(大人)

●朝ごはんを食べる大人が減少。

朝食の喫食率(20~69歳)



(資料出所) 市民健康栄養調査、鳥取県健康政策課 より作成

14

(2) 食育の取組

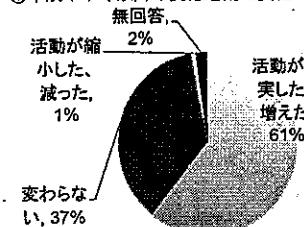
15

(2) 食育の取組

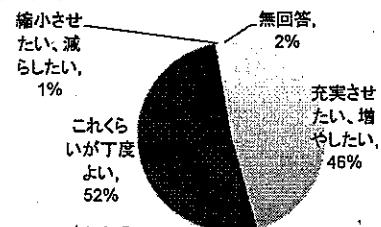
実践者による活動の変化

- 県内の教育機関、福祉施設、地域における食育活動は、過去に比べて増加。
- 今後も食育活動を継続し、充実させたいと考えている団体が多い。
- 活動することによって、県民の意識や行動の変化を感じている。

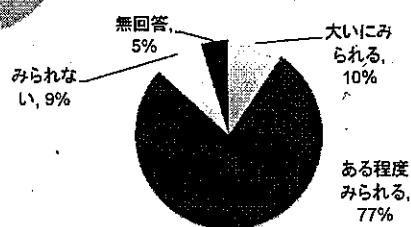
①平成17年以降の食育活動の変化



②今後の食育活動の取組予定



③食育活動による効果



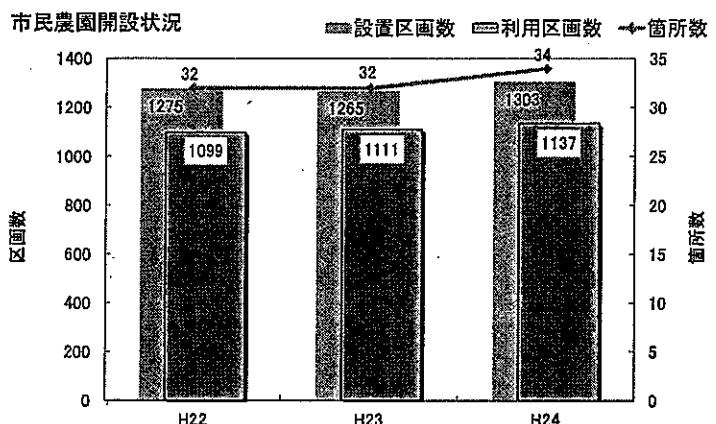
(資料出所) 平成23年食育活動実態調査、鳥取県健康政策課・鳥取短期大学 より作成

16

(2) 食育の取組

市民農園開設状況

- 市民農園の利用区画数が増加。



(資料出所) 市民農園開設状況調査、県農林水産部調べ

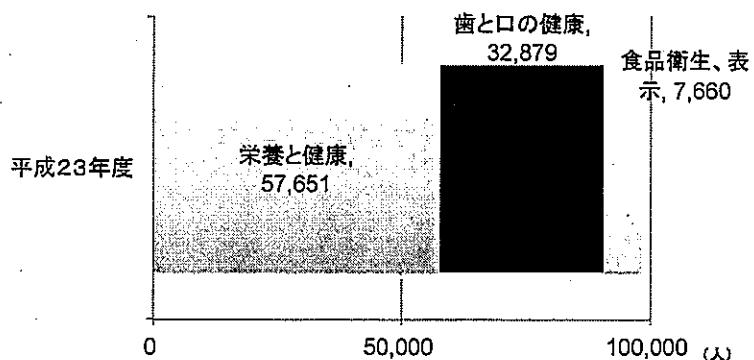
17

(2) 食育の取組

食に関する正しい知識の普及

- 食に関する正しい知識を学ぶ学習会や教室に参加する人は、約9万8千人。

食に関する学習会・教室の延参加者数(内容別)



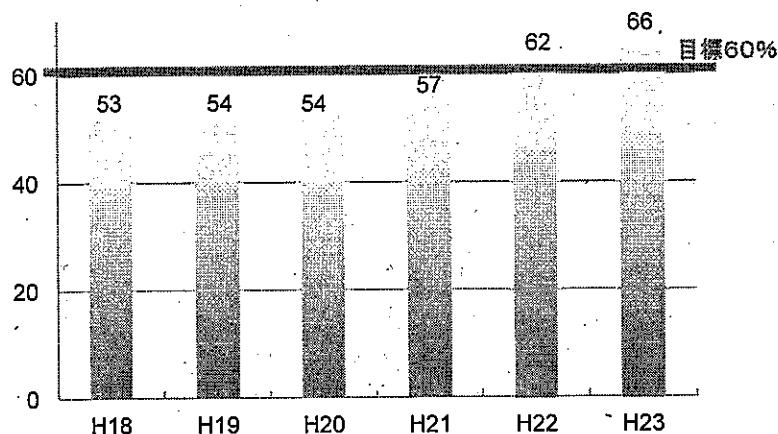
(資料出所) 地域保健・健康増進事業報告、中国四国農政局鳥取地域センター調べ より作成

18

(2) 食育の取組

学校給食における地産地消率

- 学校給食における県産食材使用率は増加し、目標を達成。



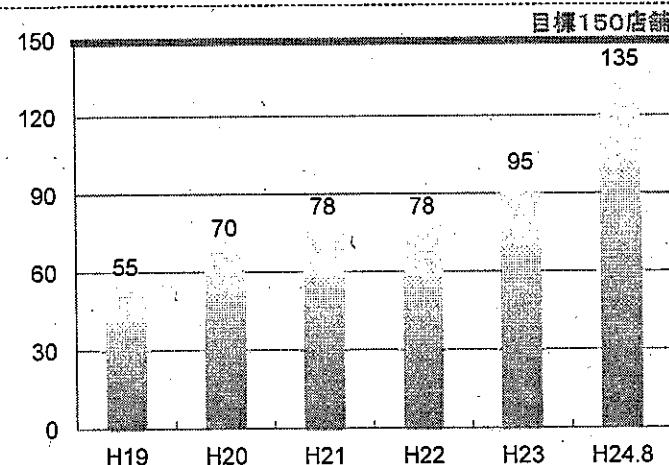
(資料出所) 県教育委員会スポーツ健康教育課調べ より作成

19

(2) 食育の取組

飲食店における栄養成分表示

- 栄養成分表示を行う飲食店が増加。



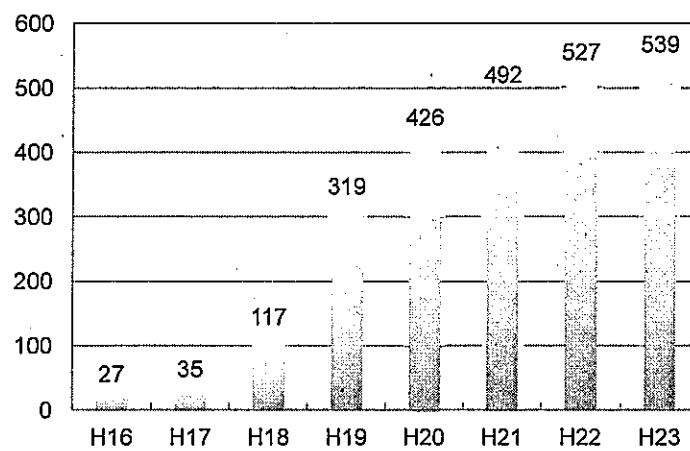
(資料出所) 県健康政策課調べ より作成

20

(2) 食育の取組

鳥取県ふるさと認証食品

●鳥取県産の農林水産物を原材料にするなどして県内で製造された加工食品が増加。



(資料出所) 県食のみやこ推進課調べ より作成

21

(3) 食育活動の課題・県への期待

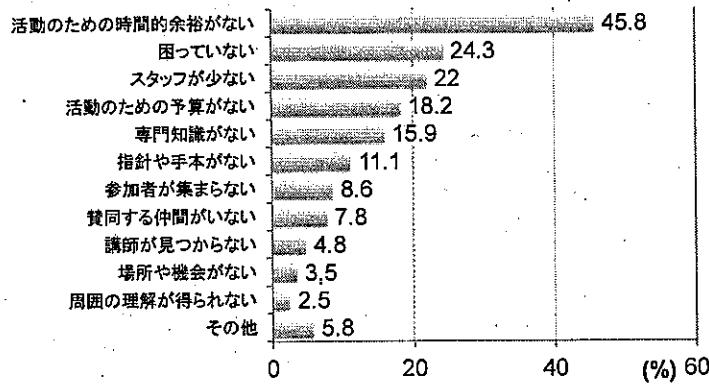
23

(3) 食育活動の課題・県への期待

食育に取り組むに当たって困っていること

- ①活動時間の確保 ②特になし ③職員・スタッフの確保
- ④活動予算の確保 ⑤専門的知識・技術の不足

食育活動で困っていること



(資料出所) 平成23年度食育活動実態調査、鳥取県健康政策課・鳥取短期大学 より作成

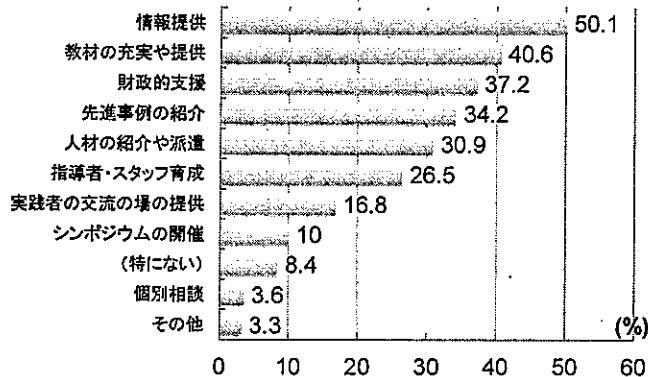
24

(3)食育活動の課題・県への期待

県に望む支援

- ①食育に関する情報提供
- ②教材の充実や提供
- ③活動への財政的支援
- ④先進事例の紹介

食育推進に関して県に望むこと



(資料出所) 平成23年度食育活動実態調査、鳥取県健康政策課・鳥取短期大学 より作成

25

(4)社会環境 心身の健康状態

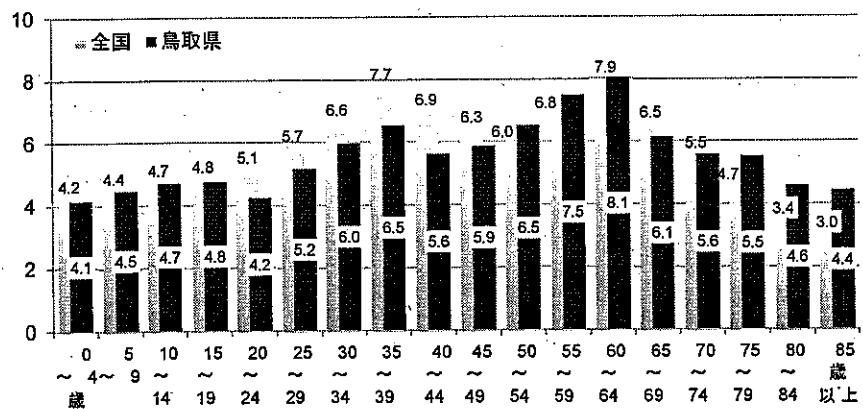
27

(4)社会環境・心身の健康状態

人口構成

●鳥取県は全国と比較して、20～40歳代が少なく、75歳以上の高齢者が多い

人口構成(平成22年)



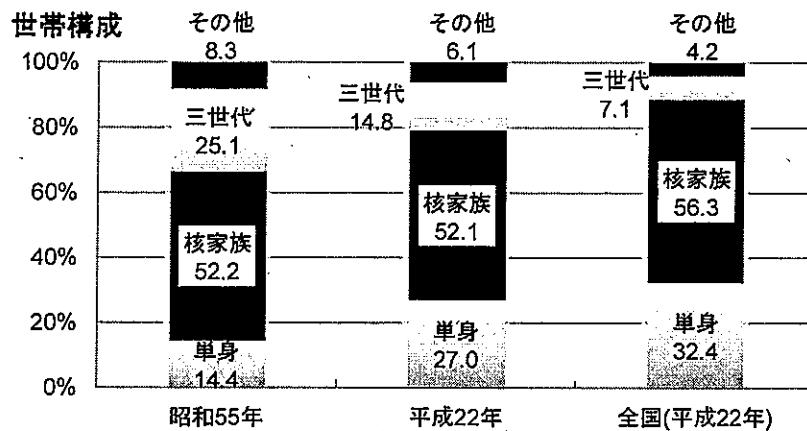
(資料出所) 国勢調査、総務省統計局より作成

28

(4)社会環境・心身の健康状態

世帯構成

- 鳥取県は単身世帯が増加し、三世代世帯が減少
- 鳥取県は全国と比較して、三世代世帯が多い。



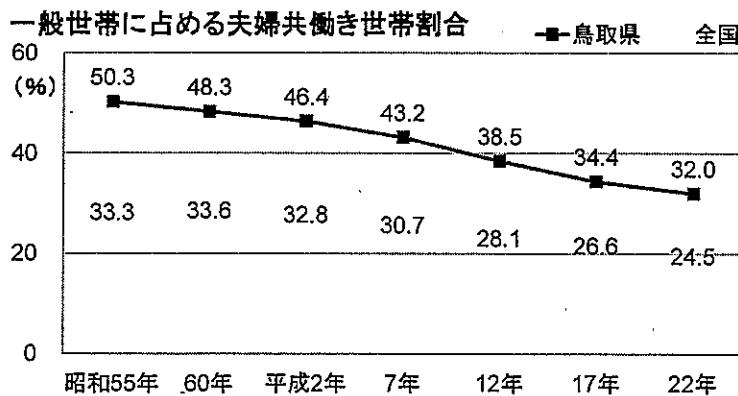
(資料出所) 国勢調査、総務省統計局より作成

29

(4)社会環境・心身の健康状態

夫婦共働き世帯

- 鳥取県の夫婦共働き率は32%で、近年低下傾向にある
- 鳥取県は全国と比較して、共働き世帯が多い。



(資料出所) 国勢調査、総務省統計局より作成

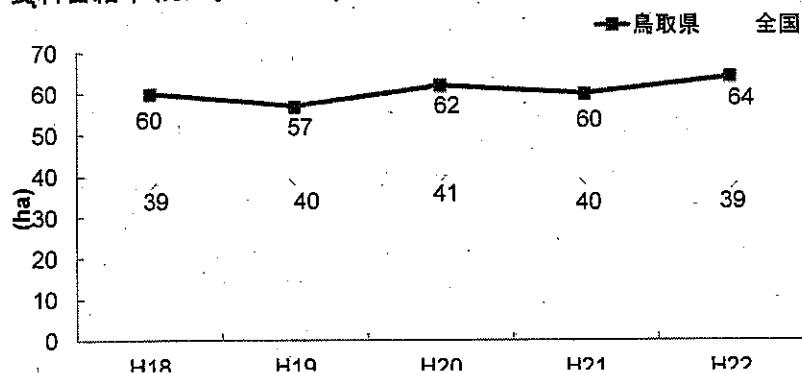
30

(4)社会環境・心身の健康状態

食料自給率

●鳥取県は全国と比較して、食料自給率が高い

食料自給率(カロリーベース)



(資料出所) 都道府県別食料自給率、農林水産省 より作成

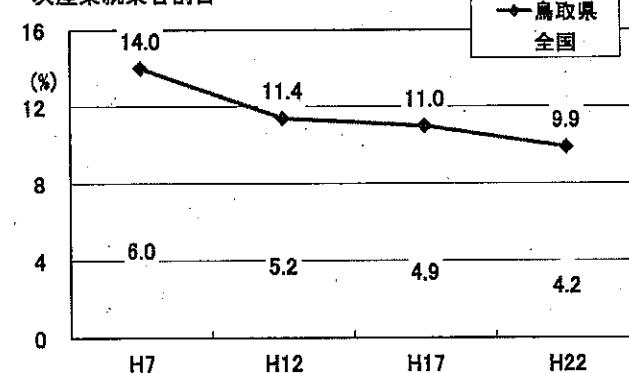
31

(4)社会環境・心身の健康状態

1次産業就業者

●鳥取県は全国と比較して、農林水産業に従事している就業者が多い。

一次産業就業者割合



(資料出所) 国勢調査、総務省統計局より作成

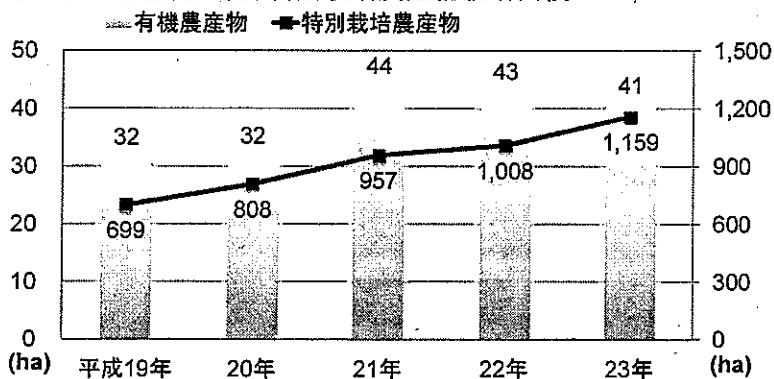
32

(4)社会環境・心身の健康状態

有機農産物・特別栽培農産物

- 有機農産物や特別栽培農産物の栽培面積が増加。

鳥取県の有機農産物、特別栽培農産物栽培面積



(資料出所) 鳥取県農林水産業の概要、鳥取県農林水産部 より作成

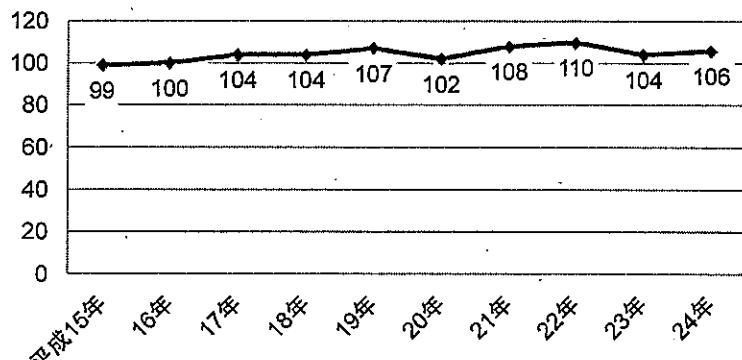
33

(4)社会環境・心身の健康状態

直売所

- 鳥取県内の直売所は約100店舗。

鳥取県内の直売所店舗数



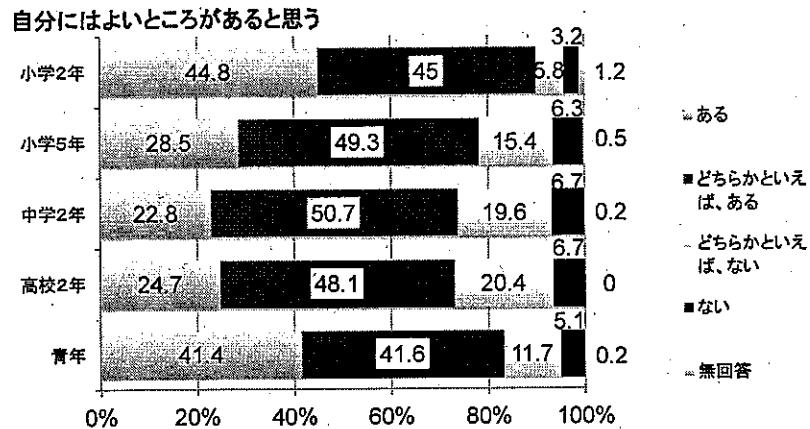
(資料出所) 鳥取県農林水産業の概要、鳥取県農林水産部 より作成

34

(4)社会環境・心身の健康状態

自己肯定感

●約8割の子どもが自己肯定感を持っている。

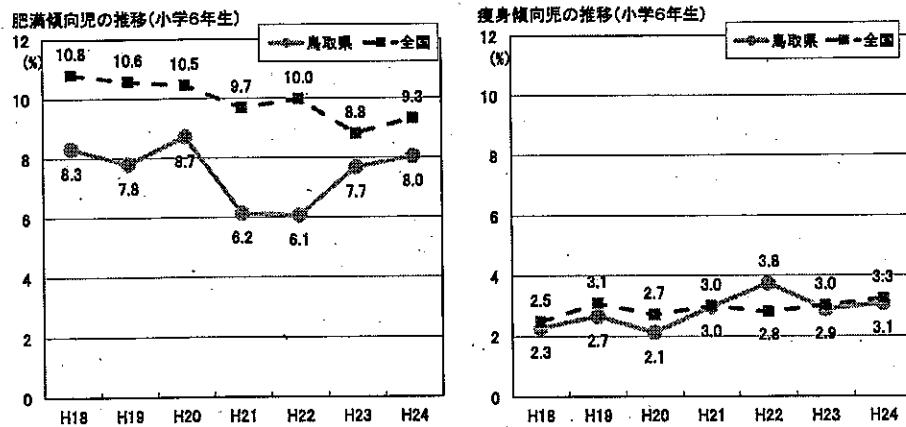


35

(4)社会環境・心身の健康状態

肥満・痩身傾向児の推移(小学校6年生)

●太り気味の子どもが減少し、やせ気味の子どもが増加。

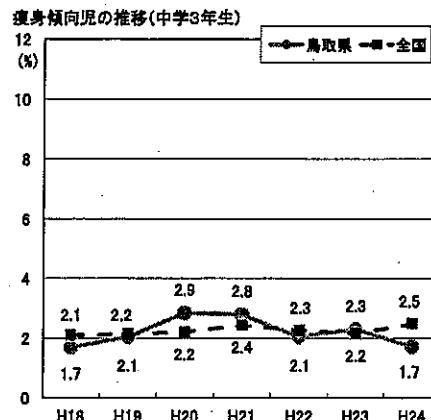
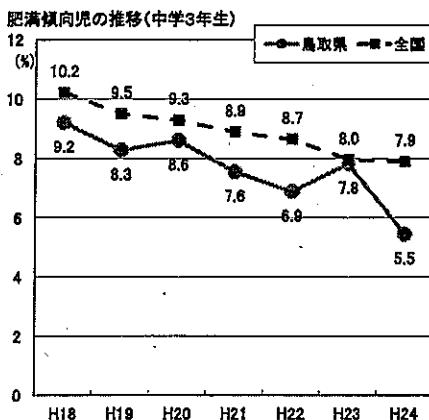


36

(4)社会環境・心身の健康状態

肥満・痩身傾向児の推移(中学3年生)

- 太り気味の子どもが減少し、やせ気味の子どもが増加。



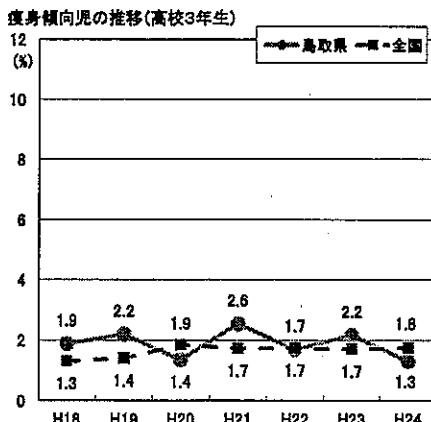
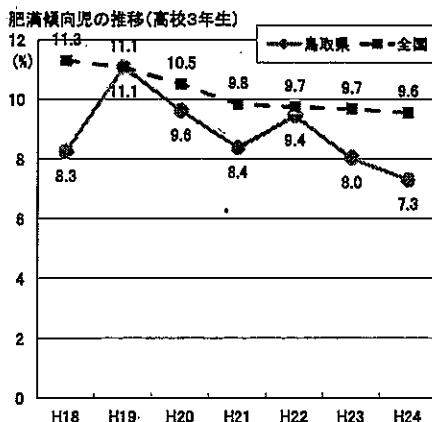
(資料出所) 学校保健統計、文部科学省 より作成

37

(4)社会環境・心身の健康状態

肥満・痩身傾向児の推移(高校3年生)

- 太り気味の子どもが減少。



(資料出所) 学校保健統計、文部科学省 より作成

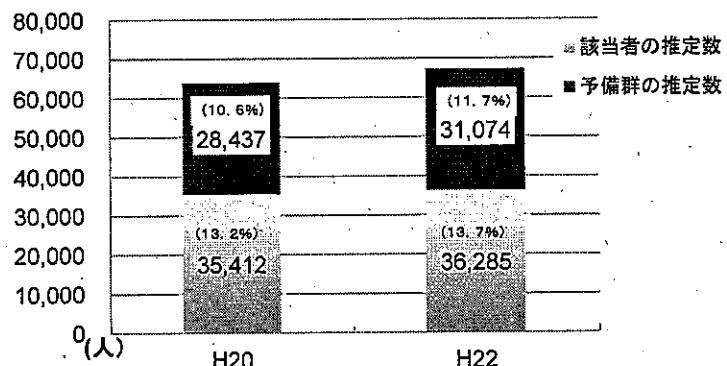
38

(4)社会環境・心身の健康状態

メタボリックシンドロームの推定数

- メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の推定数が増加。

メタボリックシンドローム該当者・予備群の推定数



(資料出所) 特定健康診査データ より作成

39

参考資料2 「食のみやことつと～食育プラン～（H25～29）」目標値出典

重点目標 健全な食習慣を実践する

指標	現状	目標
主食・主菜・副菜の揃った食事をする県民の増加	90%	95%

栄養素摂取量を良好にし、生活習慣病の一次予防、身体機能の維持・向上を図るために、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をする県民を増やすことを目指す。

指標としては、主食・主菜・副菜の揃った食事をしていない県民を現在の半分程度にすることを目標とする。

出典 （現状）平成22年県民健康栄養調査、鳥取県健康政策課

（目標）平成27年県民健康栄養調査、鳥取県健康政策課

指標	現状	目標
朝食を食べる県民の増加 （児童・生徒）	88%	100%
（成人男性）	82%	90%

生活習慣の形成途上にある子どもは、全員が朝食を食べる習慣を身に付けることが理想であるため、食育推進基本計画と同様に全員が朝食を食べることを目指して100%とする。

成人の中でも特に働き盛り世代（20～60歳代）の男性の朝食欠食率が高いこと、一次計画の目標値で唯一悪化した指標であることから、一次計画と同じ90%を目標とする。

出典 児童・生徒（現状）平成22年度食事と生活についてのアンケート、

鳥取県学校栄養士協議会

（目標）平成27年度食事と生活についてのアンケート、

鳥取県学校栄養士協議会

成人男性（現状）平成22年県民健康栄養調査、鳥取県健康政策課

（目標）平成27年県民健康栄養調査、鳥取県健康政策課

重点目標 食に対する感謝の心を養う

指標	現状	目標
市民農園の利用区画数の増加	1,137 区画	1,250 区画

保育所や幼稚園、小学校では、子ども達が農産物の栽培や収穫などに関わる機会が多くある。

農林水産業の現場と消費者との距離が近い環境にある一方で、生産者と関わる機会がなく、栽培や収穫などを実際に体験する環境がない県民の体験機会を把握する指標として市民農園の利用区画数の増加を目標とする。

出典 (現状) 平成24年度市民農園開設状況調査、鳥取県農林水産部

(目標) 平成29年度市民農園開設状況調査、鳥取県農林水産部

指標	現状	目標
家庭で食事をつくる県民の増加 （成人男性）	30%	45%
（成人女性）	90%	95%

全国と比較して家庭で食事をつくる県民が少なかったことから、ほとんど食事をつくらない県民を減らし、全国並の水準とすることを目標とする。

出典 (現状) 平成22年県民健康栄養調査、鳥取県健康政策課

(目標) 平成27年県民健康栄養調査、鳥取県健康政策課

指標	現状	目標
食事のあいさつをする県民の増加	88%	100%

全国と比較して食事のあいさつをする県民が少なかったことから、食事のあいさつを全くしない県民を減らして、全国並の水準とすることを目標とする。

出典 (現状) 平成22年県民健康栄養調査、鳥取県健康政策課

(目標) 平成27年県民健康栄養調査、鳥取県健康政策課

重点目標：豊かな食文化を継承する

指標	現状	目標
地域の産物や旬の食材を知っている県民の増加	69%	80%

全国と比較して地域の産物や旬の食材を知っている県民が少なかったことから、全国並の水準とすることを目標とする。

出典 (現状) 平成22年県民健康栄養調査、鳥取県健康政策課
 (目標) 平成27年県民健康栄養調査、鳥取県健康政策課

指標	現状	目標
地産地消を知っている子どもを増やす	(調査中)	(増やす)

小中学校では県産品を給食で提供するだけでなく、児童・生徒への食に関する指導の教材として県産品を活用している。子どもへの指導を充実させ、地産地消について知っている子どもを増やすことを目標とする。

出典 (現状) 平成24年食事と生活についてのアンケート、鳥取県学校栄養士協議会
 (目標) 平成27年食事と生活についてのアンケート、鳥取県学校栄養士協議会

指標	現状	目標
学校給食用食材の県産品利用率	66%	60%以上 で向上を図る

一次計画では、目標とした60%を大きく上回り、全ての市町村で60%以上の地産地消率を達成した。この水準を維持していくためには今後も関係者の不断の協力が必要なため、引き続き目標値として設定する。

鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約に掲げる平成24年度子どもたちの未来のための教育振興施策に定めた取組の指標（産業振興条例の趣旨を踏まえたもの）と同様の指標とする。

出典 (現状) 平成23年度、鳥取県教育委員会スポーツ健康教育課調べ
 *県内産食材の使用率
 (目標) 平成28年度、鳥取県教育委員会スポーツ健康教育課調べ
 *県内産加工品を含めた県産品の利用率

重点目標：食に関する正しい知識を持つ

指標	現状	目標
食品の表示の見方を知っている県民の増加	63%	75%

全国と比較して食品の表示の見方を知っている県民が少なかったことから、全国並の水準とすることを目標とする。

出典 (現状) 平成22年県民健康栄養調査、鳥取県健康政策課
(目標) 平成27年県民健康栄養調査、鳥取県健康政策課

指標	現状	目標
食に関する正しい知識を学ぶ県民の増加	98,190 人/年	49万人 /5年間

食に関する正しい知識の普及を図るために、食生活と健康、歯と口の健康、食品衛生や表示に関する学習会を今後も継続して実施し、正しい知識を学ぶ県民を増やすことを目標とする。

出典 (現状) 平成23年度地域保健・健康増進事業報告、厚生労働省

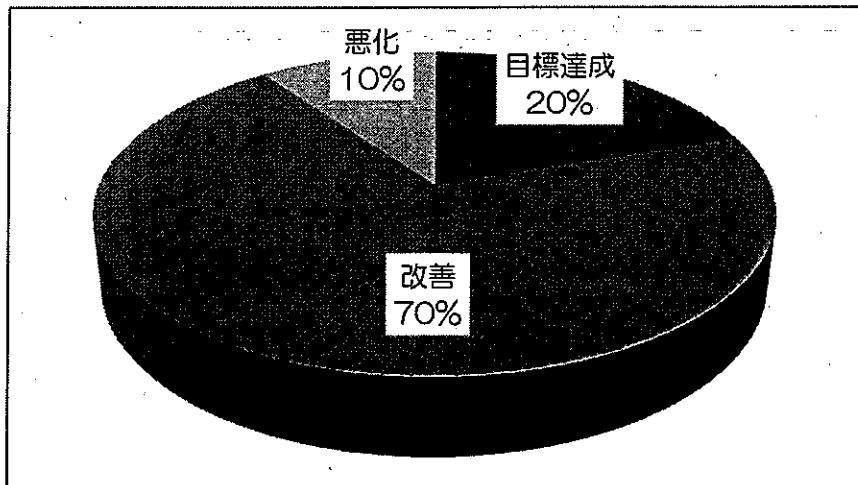
- ・ 保健所及び市区町村が実施した歯科健診及び保健指導
- ・ 保健所及び市区町村が実施した訪問による歯科健診及び保健指導
- ・ 保健所及び市区町村が実施した栄養指導
- ・ 保健所及び市区町村が実施した衛生教育（栄養・健康増進、歯科、食品衛生）
- ・ 個別健康教育（高血圧、脂質異常症、糖尿病）
- ・ 集団健康教育（一般、歯周疾患、病態別）

平成23年度 農林水産省中国四国農政局調べ

(目標) 平成27年度地域保健・健康増進事業報告、厚生労働省

平成27年度農林水産省中国四国農政局鳥取地域センター調べ

参考資料3 「食のみやことつとり～食育プラン～（H20～24）」目標値推移
平成20～24年度の食育推進の目標値は、改善傾向に推移している。



(1) 目標値を達成した指標（2項目）

目標項目	H20 計画策定時	H24 計画評価時	目標値
家庭での食事を楽しく食べる子どもの割合（中学2年生）	61.0%	70.2%	70%
学校給食における地産地消率	53%	66%	60%

(2) 目標値に達していないが改善傾向にある指標（7項目）

目標項目	H20 計画策定時	H24 計画評価時	目標値
朝食の欠食率（幼児）	3.8%	3.3%	0%
朝食の欠食率（児童・生徒）	15.6%	11.8%	0%
運動習慣のある人の割合（男性）	20.8%	26.6%	30%以上
運動習慣のある人の割合（女性）	21.9%	29.4%	30%以上
「食事バランスガイド」を知っている人の割合	12.2%	38.4%	60%以上
家庭での食事を楽しく食べる子どもの割合（小学5年生）	82.0%	85.9%	90%
外食栄養成分表示を行っている飲食店舗数	55	123	150 店舗

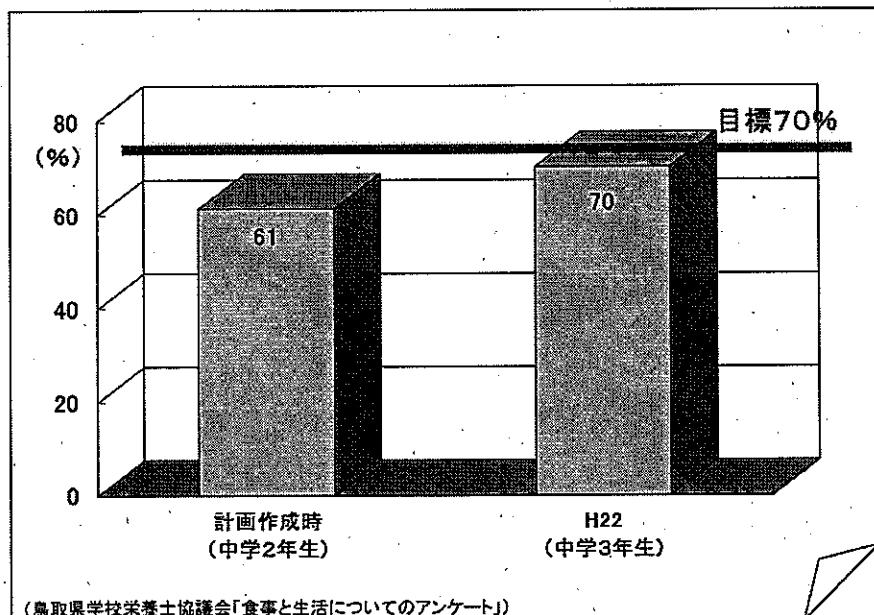
(3) 計画策定時より悪化した指標（1項目）

目標項目	H20 計画策定時	H24 計画評価時	目標値
朝食の欠食率 (成人男性（20～60歳代）)	15.9%	18.4%	10%以下

(1) 目標値を達成した指標（2項目）

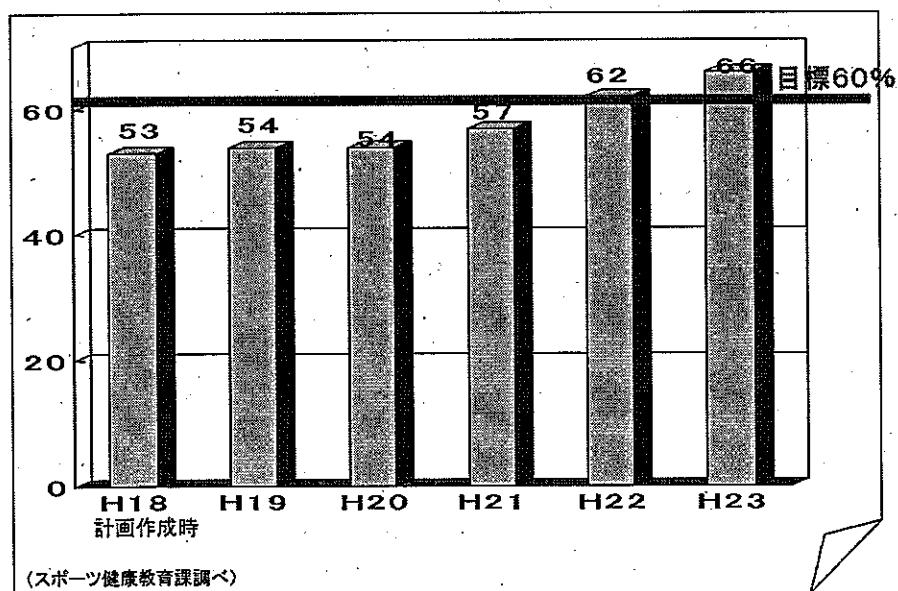
目標：家庭での食事を楽しく食べる子どもの割合（中学2年生）

61% ⇒ 70% 目標達成



目標：学校給食における地産地消

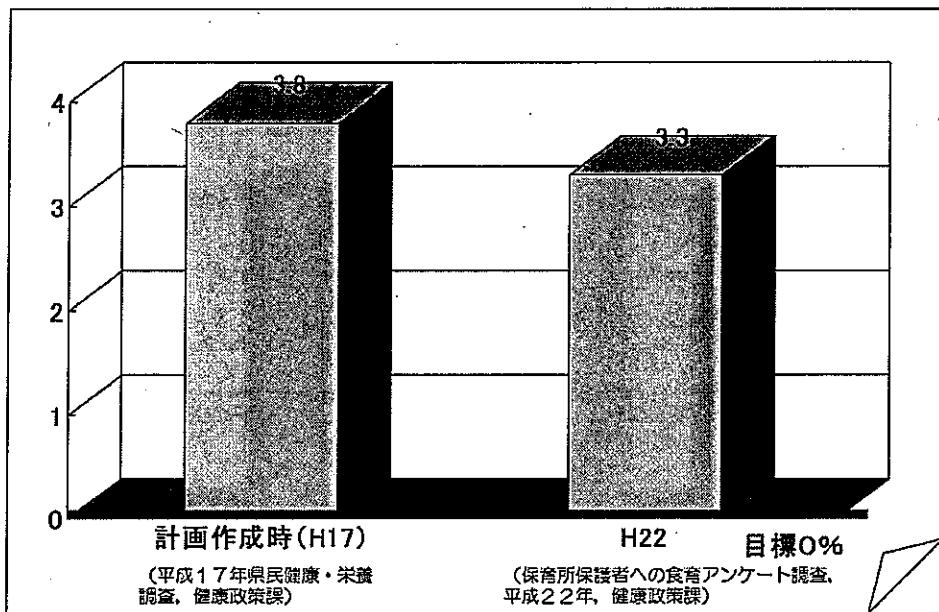
53% ⇒ 66% 目標達成



(2) 目標値に達していないが改善傾向にある指標（7項目）

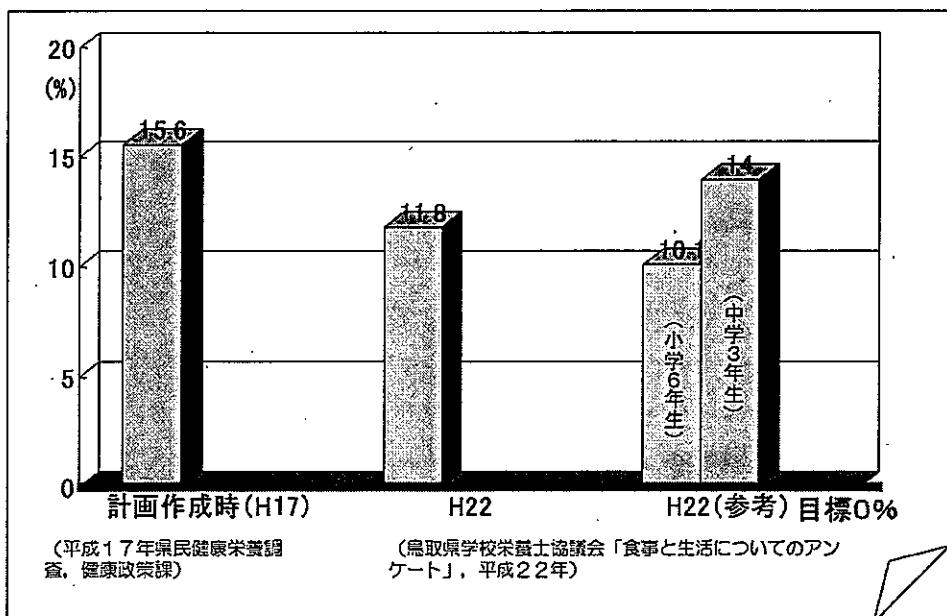
目標：朝食の欠食率（幼児）

3. 8% ⇒ 3. 3% に改善



目標：朝食の欠食率（児童生徒）

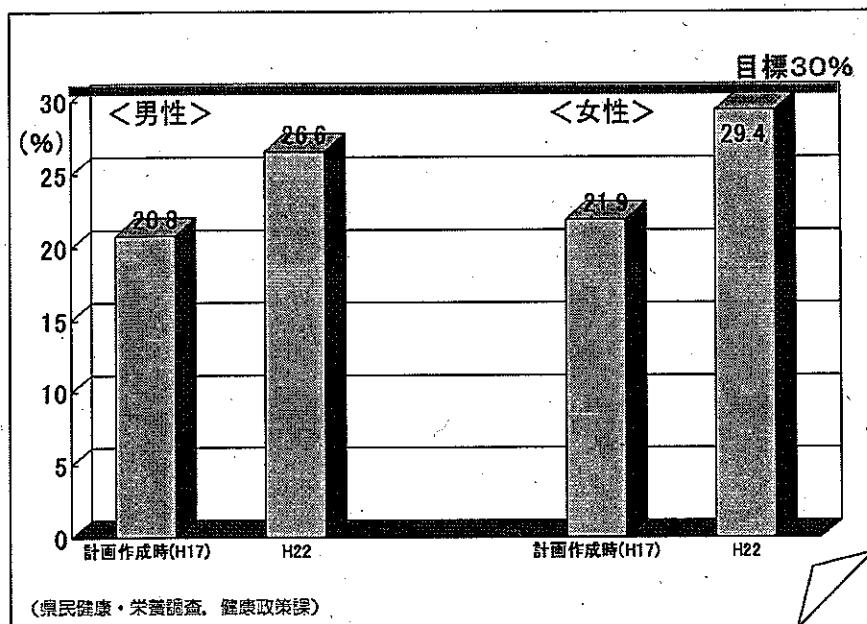
15. 6% ⇒ 11. 8% に改善



目標：運動習慣のある人の割合

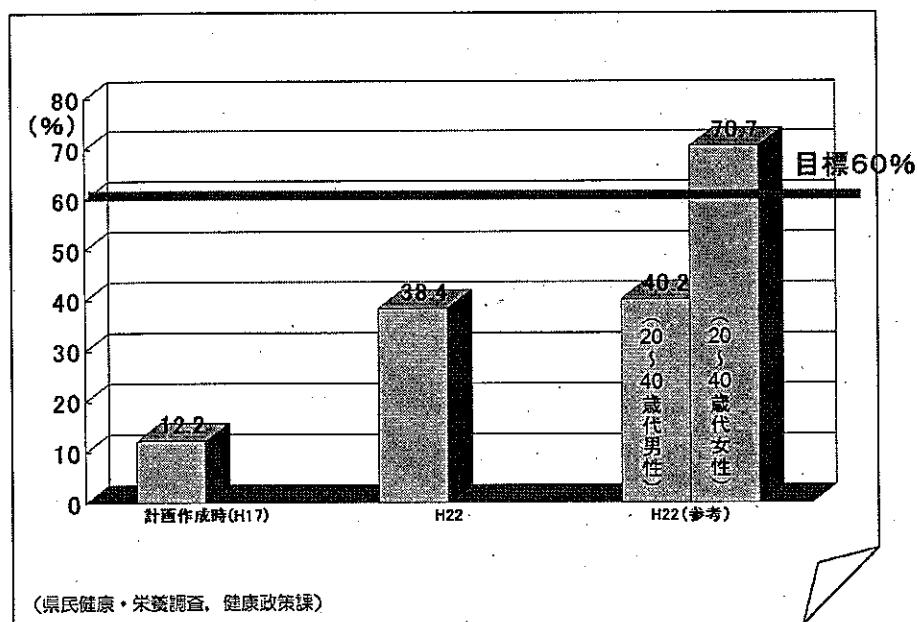
男性 20.8% ⇒ 26.6%

女性 21.9% ⇒ 29.4% に改善



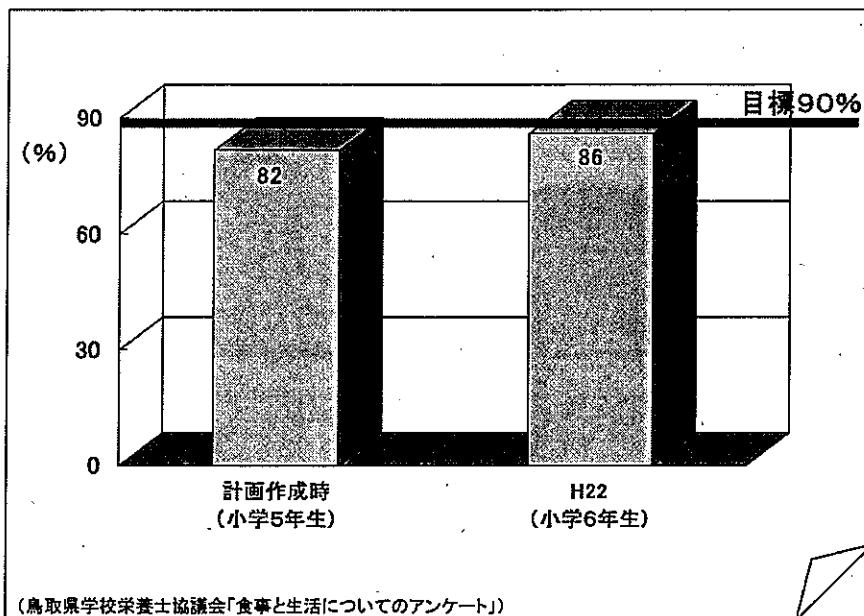
目標：「食事バランスガイド」を知っている人の割合

12.2% ⇒ 38.4% に改善



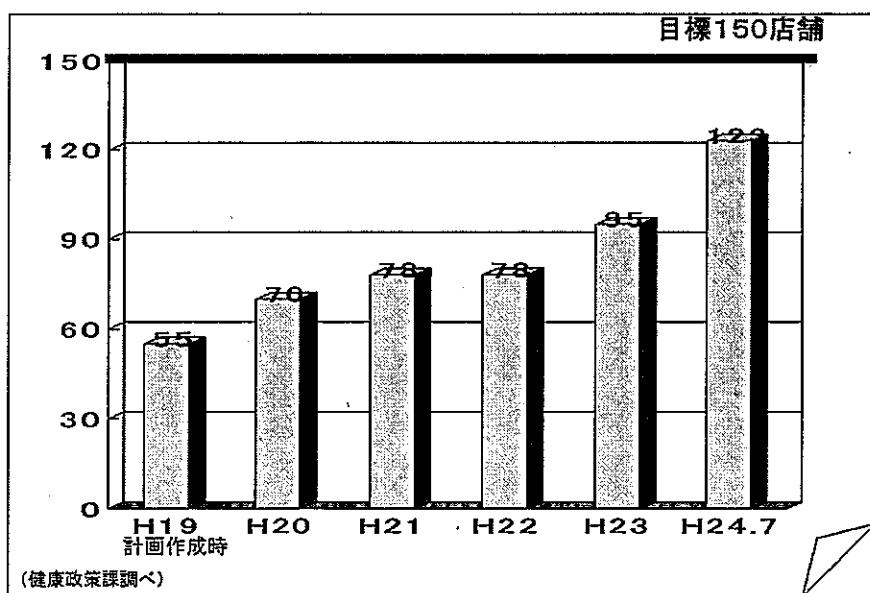
目標：家庭での食事を楽しく食べる子どもの割合（小学5年生）

82% ⇒ 86% に改善



目標：外食栄養成分表示を行っている飲食店舗数

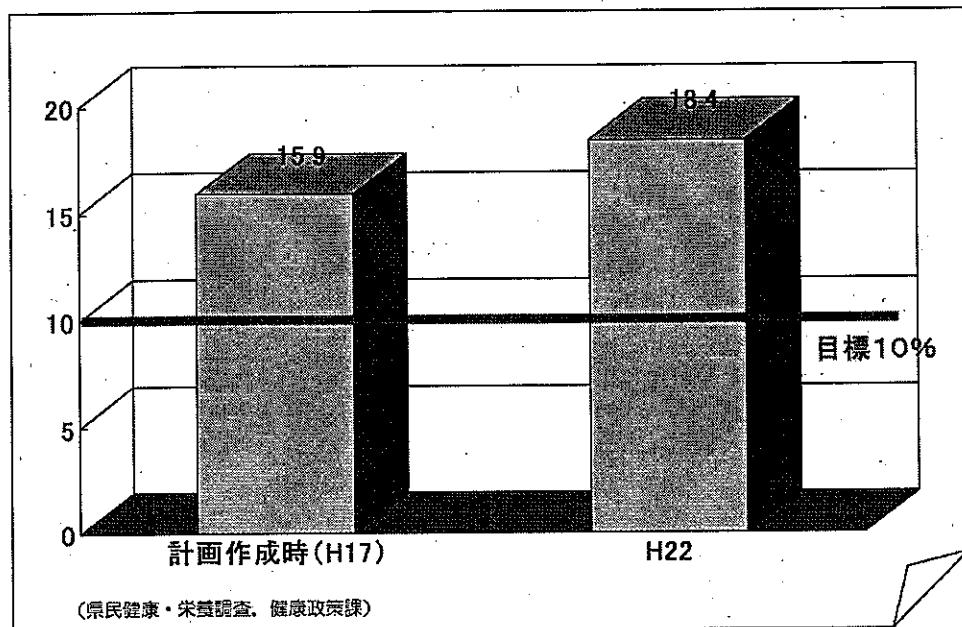
55店舗 ⇒ 123店舗 に増加



(3) 計画策定時より悪化した指標（1項目）

目標：朝食の欠食率（成人男性〔20～60歳代〕）

15.9% ⇒ 18.4% に悪化



参考資料4 「食のみやことつり～食育プラン～」計画策定の経過

時期	「健康を支える食文化」専門会議	食育推進関係課会議
H24 3月	<p>■23年度第1回会議 (H24.3.15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の評価 	<p>■23年度第2回会議 (H24.3.8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価の視点、見直しの課題
7月	<p>■24年度第1回会議 (H24.7.19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成（案） ・骨子（案） 	<p>■24年度第1回会議 (H24.7.10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨子（案）
9月	<p>■24年度第2回会議 (H24.9.6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題 ・骨子（案） ・目標値 	
10月	<p>■24年度第3回会議 (H24.10.18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画（案） 	
H25 1月		
2月	<p>パブリックコメント (H25.1.24～2.14)</p>	
3月	<p>■24年度第4回会議 (H25.3.28)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）の報告 	<p>■24年度第2回会議 (H25.3.18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）の報告

○「健康を支える食文化」専門会議委員名簿

氏名	所属・職名
河本 順子	社団法人鳥取県栄養士会 食のみやこ鳥取県推進事業担当者
蔵増 保則	鳥取県農業協同組合中央会 専務理事
葛西 晃昌	公益財団法人鳥取県学校給食会 事務局課長
井勝 豊美	鳥取県子ども家庭育み協会 理事
鈴木 紀美枝	鳥取県食生活改善推進員連絡協議会 理事
奥本 範子	鳥取県連合婦人会 常任委員
横山 弥枝	鳥取短期大学 助教
田中 克季	株式会社エスマート 営業部長（平成24年9月まで） 株式会社マルイ 店舗運営部（平成24年10月から）
高橋 昭二	中国四国農政局鳥取地域センター 総括管理官
松川 真由美	鳥取市中央保健センター 主任
伊堀離 順紅	北栄町健康推進課 健康づくり推進室長
福間 富美子	南部町健康福祉課 食育支援室長

○食育推進関係課会議構成課

福祉保健部健康医療局健康政策課
福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課
生活環境部くらしの安心推進局くらしの安心推進課
商工労働部兼農林水産部兼市場開拓局食のみやこ推進課
農林水産部農政課
東部総合事務所
中部総合事務所
西部総合事務所
日野総合事務所
鳥取県教育委員会事務局スポーツ健康教育課

参考資料5 食育の推進に関する指針等

家庭	食育ガイド 親子のための食育読本	内閣府
	日本人の食生活指針	文部科学省 厚生労働省 農林水産省
	食事バランスガイド	厚生労働省 農林水産省
保育所	保育所保育指針	厚生労働省
	保育所における食育に関する指針	
	児童福祉施設における食事の提供ガイド	
	保育所における食事の提供ガイドライン	
幼稚園	幼稚園教育要領	文部科学省
学校	学校給食法	
	学習指導要領	
	食に関する指導の手引き	

参考資料6 関係法令（抜粋）

食育基本法（抜粋）

（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（抜粋）

（平成二十二年十二月三日法律第六十七号）

（地方公共団体の責務）

第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県及び市町村の促進計画）

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(参考)「食育」と「地域の農林水産物の利用の促進」について

食育

- ・ 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資する(第2条)
- ・ 感謝の念や理解が深まるよう配慮する(第3条)
- ・ 多様な主体の参加と協力を得るものとし連携を図る(第4条)
- ・ 積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組む(第5条)
- ・ 食に関する理解を深める(第6条)
- ・ 農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資する(第7条)
- ・ 国民の適切な食生活の実現に資する(第8条)

地域の農林水産物の利用の促進

- ・ 生産者と消費者との結びつきを強める(第26条)
- ・ 地域の活性化に資する(第27条)
- ・ 消費者の豊かな食生活の実現に資する(第28条)
- ・ 食育と一体的に推進する(第29条)
- ・ 心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資する(第30条)
- ・ 我が国の食料自給率の向上に資する(第31条)
- ・ 環境への負荷の低減に寄与する(第32条)
- ・ 多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図る(第33条)

食のみやことつとり～食育プラン～

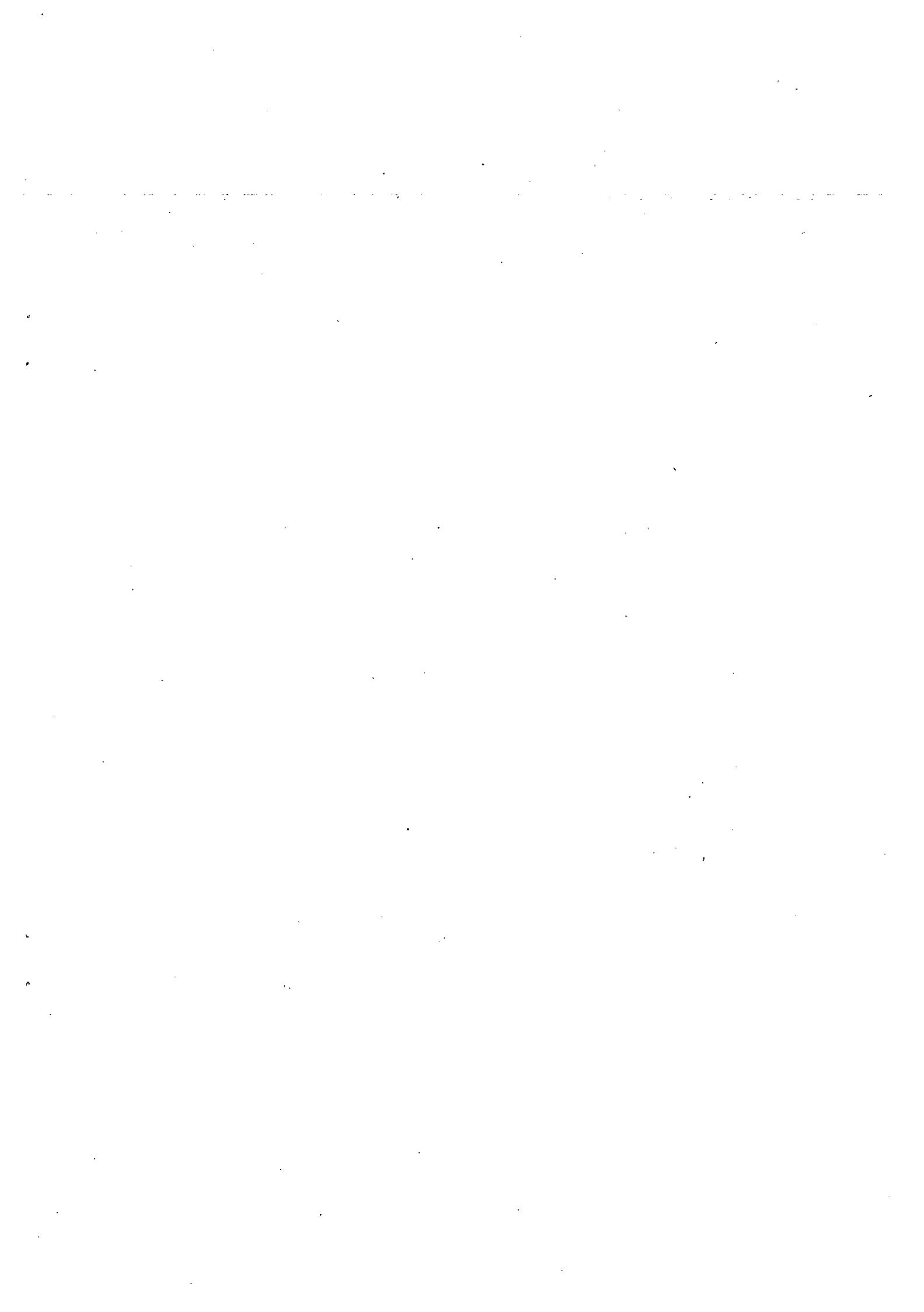
平成20年4月作成 一次計画（平成20年度～24年度）

平成25年3月改定 二次計画（平成25年度～29年度）

鳥取県福祉保健部／生活環境部／農林水産部／教育委員会

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

福祉保健部健康医療局健康政策課 （電話）0857-26-7227





絵：川口肇